

### サメ類に関する主な操業制限等

(1) 全海域（公海）

① 次の表に掲げる行為に係る左欄の「種」の取扱いは以下のとおりです。

種	外国での水揚げ	日本での水揚げ
ワシントン条約附属書Ⅱ掲載種のうち留保種（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ）	ワシントン条約に基づく「輸出入」に該当	ワシントン条約に基づく手続きなし
ワシントン条約附属書Ⅱ掲載種のうち上記以外の種	ワシントン条約に基づく「輸出入」に該当	ワシントン条約に基づく「海からの持ち込み」に該当

(2) 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）管轄水域（中西部太平洋海域）

① 次の表に掲げる漁業による左欄の「種」の採捕又は販売は禁止されています。

種	漁業種類
クロトガリザメ <i>Carcharhinus falciformis</i>	かつお・まぐろ漁業、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業
ヨゴレ <i>Carcharhinus longimanus</i>	かつお・まぐろ漁業、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業

② 中西部太平洋条約海域のうち公海においては、大中型まき網漁業又はかつお・まぐろ漁業を営む者を除いて、海洋性さめを含む高度回遊性魚類の採捕は禁止されています。

(3) 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）管轄水域（東部太平洋海域）

① 次の表に掲げる漁業による左欄の「種」の採捕又は船上保持は禁止されています。

種	漁業種類
ヨゴレ <i>Carcharhinus longimanus</i>	かつお・まぐろ漁業

(4) インド洋まぐろ類委員会（IOTC）管轄水域（インド洋海域）

① 次の表に掲げる漁業による左欄の「種」の採捕は禁止されています。

種	漁業種類

ニタリ <i>Alopias pelagicus</i>	かつお・まぐろ漁業
ハチワレ <i>Alopias superciliosus</i>	かつお・まぐろ漁業
マオナガ <i>Alopias vulpinus</i>	かつお・まぐろ漁業
ヨゴレ <i>Carcharhinus longimanus</i>	かつお・まぐろ漁業

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 管轄水域 (大西洋海域)

① 次の表に掲げる「漁業種類」による左欄の「種」の採捕は禁止されています。

種	漁業種類
クロトガリザメ <i>Carcharhinus falciformis</i>	かつお・まぐろ漁業
シュモクザメ科 <i>Sphyrnidae spp.</i> (ウチワシュモクザメを除く)	かつお・まぐろ漁業
ハチワレ <i>Alopias superciliosus</i>	かつお・まぐろ漁業
ヨゴレ <i>Carcharhinus longimanus</i>	かつお・まぐろ漁業
ニシネズミザメ <i>Lamna nasus</i>	かつお・まぐろ漁業